著作権と基本権をめぐる 欧州人権裁判所と欧州司法裁判所の 協働と乖離

2022年3月22日

IPLPIシンポジウム「知的財産法制と憲法的価値」

京都教育大学教育学部 講師

比良 友佳理

知的財産権の憲法化

- ・欧州において、知的財産権と基本権に関する議論、裁判 例が増加
 - 知的財産権そのものが基本権の一種
 - 知的財産権vs他の基本権
- 知的財産権の解釈プロセスに基本権保障の観点が取り入れられている
- 知的財産権の憲法化(Constitutionalisation)
- 「人権法は知的財産権の新しいフロンティア」(Helfer)

立法の動き①

- 2009年 リスボン条約発効
- EU基本権憲章がEU法の一次法と同等の位置づけに
- EU基本権憲章17条2項
- 「知的財産権は、保護される(Intellectual property shall be protected)」
- ・知的財産権が、EU法規範のピラミッドの最上位における基本権としての地位を得た
- 同時に、他の基本権との対立が問題視されるように

立法の動き②

- ・リスボン条約発効以前より、EUの知的財産権関連の指令の中で、基本権が言及されてきた
 - 2001年 情報社会指令
 - 1998年 バイオ指令
 - 2004年 エンフォースメント指令
 - 2016年 営業秘密保護指令
 - 2019年 デジタル単一市場(DSM)指令

欧州司法裁判所と欧州人権裁判所

欧州司法裁判所(CJEU)	欧州人権裁判所(ECtHR)
ルクセンブルク	ストラスブール
欧州連合(EU)27カ国	欧州評議会 47カ国
欧州域内の経済的統合、経済・政治 協力など	人権、民主主義、法の支配
EU基本権憲章(&欧州人権条約)	欧州人権条約





欧州人権裁判所(ECTHR)

ECtHR 知的財産権の位置づけ

- ・欧州人権条約には、知的財産権について直接定めた条文はない
- ・しかし、第1議定書1条(財産権の保護)が知的 財産権にも及ぶことを認める判決が下されてお り、知的財産権が基本権の一種であるというこ とは定着している
 - バドワイザー判決
 - Balan v. Moldova判決

ECtHR 他の基本権との関係

- Ashby判決(2013年)
 - ・ファッションショーの写真の無断配信行為がフランス国内法で著作権侵害とされ、損害賠償・刑事罰を命じられたことに対し、写真家らが欧州人権条約10条の表現の自由の侵害であるとしてECtHRに申立



- The Pirate Bay判決(2013年)
 - ・ファイル交換サービスが著作権侵害に当たるとして The Pirate Bayの創設者らがスウェーデン国内法で著作権侵害とされ、多額の損害賠償・刑事罰を命じられたことに対し、表現の自由の侵害であるとして ECtHRに申立



The Pirate Bay

ECtHR 他の基本権との関係

- 国内裁判所が著作権侵害行為に対して下した損害賠償命令・刑事罰は、表現の 自由に対する「介入」に当たる
- 表現の自由に対する介入は、欧州人権条約10条2項によれば、「法によって定められ」、「正当な目的」を有し、その目的の達成が「民主社会にとって必要」でない限り、人権条約違反とされる
- 本件では、
- ①問題となった表現の性質が政治的表現でも、一般的利益に関する議論に貢献 する表現でもないこと
- ②本件の介入は欧州人権条約第1議定書1条が保障する権利である知的財産権の 保護を目的としていること
- ・という2点の理由から、ECtHRは各国当局に「特に広い評価の余地」が認められると判断
- 両判決とも最終的に当該介入は条約違反に当たらないとの結論

ECtHR:外在的制約説

問題となっている表現の性質によっては、著作権法の枠外から、著作権が表現の自由に基づき外在的に制限される可能性があることを示唆

著作権法に予め制限規定等が組み込まれていようとも人権 条約に基づく審査を免れるわけではない

著作権も他の表現規制立法と同様にECtHRによるチェック を受ける

ECtHR:外在的制約説

- Akdeniz判決(2014年)も外在的制約説(ただし結論は非侵害)
- ウェブサイトのブロッキングについて、傍論だが以下の要素を考慮して著作権と表現の自由を比較衡量すべきと判示
 - ・サイトの利用態様
 - 適法コンテンツに対するブロッキングの付随的検閲効果
 - ブロッキングされた情報の性質(一般的利益に関する貢献の度合い)
 - 当該情報にアクセスする代替手段の利用可能性





欧州司法裁判所(CJEU)

CJEU

- 2006年 Laserdisken判決
 - ・表現の自由よりも財産権が優位することを当然視

- 2008年 Promusicae判決
 - ・共同体法秩序によって保障されている様々な基本 権同士の、図られるべき公正なバランス(fair balance)を実現するような指令の解釈を行わなけれ ばならないと判示

• 2009年 リスボン条約発効

CJEU

- 2011年 Scarlet Extended判決
 - ・「知的財産権は憲章17条2項で保障されているが、憲章や判例の文言のどこを見ても、知的財産権が不可侵で絶対的な保護を受けなければならないということを示すものはなく、その意味で絶対的な保護を享受すべきものではない。知的財産権は他の基本権と調和するものでなくてはならない」
 - 基本権同士の衡量は中立的な方法で行われなければならず、知財権は優先的な扱いを受けるわけではないことが明らかに

• 2011年 SABAM対Netlog判決も同旨

CJEU

- 2011年 Eva-Maria Painer判決
 - ・引用の規定(情報社会指令5条(3)(d)) は著作権ユー ザーの表現の自由と著作権との公正なバランスを図る ことを意図した規定である

- 2014年 Deckmyn判決
 - ・パロディ(情報社会指令5条3項(k))に関して、著作権 と表現の自由の公正なバランスを図る解釈であるかを 判断する際には、当該ケースのすべての状況が考慮さ れなければならない

CJEU 2019年の"3部作"

• Funke Medien判決:国家機密である軍事レポートの漏洩

Pelham判決:サンプリング

Spiegel Online判決:政治家の過去の言論のネット上での公開

- 3部作(trilogy)
 - ドイツから付託
 - 著作権と基本権の関係に関する質問
 - 同日に判決が下された

①Funke Medien事件

・国家機密文書のリークに対する国家による著作権行使







①Funke Medien事件

- ドイツ政府はドイツ軍の海外活動の軍事レポートを作成
- 「機密文書:部外秘」に分類されていたが、機密レベルと しては4段階中最も低いレベル
- ・日刊紙メディアのFunke Medienは2012年に当該軍事レポートの閲覧申請をしたが、軍の安全保障に悪影響を与えるという理由から申請は却下された
- しかし、Funke Medienは何らかの方法でレポートを入手、 「アフガニスタン・ペーパー」とタイトルをつけて公開
- ドイツ政府は上記行為が著作権侵害に該当するとして提訴

②Pelham事件

ミュージック・サンプリングと表現の自由(芸術の自由)

Kraftwerk [Metall auf Metall] (1977)
Sabrina Setlur [Nur mir]



- https://www.whosampled.com/sample/76596/Sabrina-Setlur-Nur-Mir-Kraftwerk-Metalon-Metal/
- ドイツ国内で長い訴訟経過を辿った後、CJEUに照会

政治家の過去の論文のインターネット上での公開





- ドイツ国会議員のVolker Beck氏が未成年に対する性犯罪の 刑事政策に関する論文を執筆
- 1998年に文集に収録され公刊されたが、その際、編集者が 原稿タイトルの修正、一文を短縮した
- Beck氏は苦情を申し立て、修正が加わっている旨を注記するよう要求したが叶わなかった
- ・出版以降、Beck氏は論文の内容について批判されることもあったが、その度に、論文の内容は編集者によって歪められたものであると反論し、論文の内容と距離を置いてきた

- 2013年、問題の論文のオリジナル原稿が発見され、当時選挙の出馬を控えていたBeck氏はそれに直面することに
- Beck氏は複数の雑誌編集部に対し、文集掲載版は修正されたものであることを示す証拠としてそのオリジナル原稿を提示。また、Beck氏はメディアによる原稿の公表には同意しなかったが、自身のサイトで自ら論文の2バージョンを公表。ページごとに注記を付した
 - 「私はこの論文とは距離を置いている」
 - 「この文章(の公刊)は許諾を受けておらず、副題と一部の文章は勝 手な編集によって編集者により改変されたものである」

- 情報ポータルサイトSpiegel Onlineは2013年9月20日、サイト上で記事を公開
- Beck氏がオリジナル原稿で記した内容は本質的には文集掲載版と同じであって、 主張が編集者によって歪められたという事実はなく、Beck氏は長年に渡って 人々を欺いてきたという批判記事
- ・ 同記事ではオリジナル原稿と文集掲載版が、ハイパーテキストリンクを通じて ダウンロード可能になっていた

≡ SPIEGEL Politik

Grüne

Volker Beck täuschte Öffentlichkeit über Pädophilie-Text

In der Pädophilie-Debatte gerät jetzt auch der Grüne Volker Beck unter Druck: Ein umstrittener Text des Fraktionsgeschäftsführers von 1988 über Sex zwischen Kindern und Erwachsenen ist nach SPIEGEL-Recherchen doch nicht vom Herausgeber inhaltlich verfälscht worden. Beck aber hatte das stets behauptet.

3部作は外在的制約を否定

• 「基本権憲章II条が保障する情報の自由及び報道の自由は、情報社会指令5条(2)及び(3)が規定する例外及び制限の枠組みを超えた、著作者の排他的権利に対する特例(derogation)を正当化し得ない」

・理由

- ✓情報社会指令5条の制限規定は排他的なリスト
- ✓ 指令によって遂行されるハーモナイゼーションは情報社会における知的財産権 と基本権や公益との「公正なバランス(fair balance)」を守ることを目的としてい る
- ✓特に排他権の規定(指令2~4条)並びに例外及び制限(指令5条)というメカニズムによって「公正なバランス」は既に情報社会指令の中で図られている
- ✓ 加盟国にさらなる裁量の余地を認めてしまうとハーモナイゼーションの実効性 及び法的安定性という目的を阻害する

CJEU:内在規定解釈説

- それではCJEUは基本権に全く配慮しないのかというとそうではない
- 制限規定の解釈や「複製」概念の解釈を行う際に、公正な バランスを考慮

今後、EU著作権において基本権が果たす役割は、制限規定のリストの外で新たな制限を創設する根拠となることではなく、既存の制限規定の解釈に影響を及ぼす解釈ツールの一つにとどまるということに

• 「内在規定解釈説」

ECtHRとCJEU アプローチの乖離の理由

ECtHRの外在的制約説 vs CJEUの内在規定解釈説

ECtHR

基本権は著作権の外在的 な制約事由となりうる

著作権侵害に基づく損害 賠償や刑事罰は、表現の 自由に対する介入

Ashby判決、The Pirate Bay 判決等

CJEU

基本権の考慮はあくまで も既存の条文の解釈に読 み込むに留める

表現の自由は外在的な、 新しい制限規定の根拠に はならない

CIEU 3部作

ECtHRとCJEUの法的関係

- 両裁判所の解釈の相違が生じないために
 - EU基本権憲章52条3項
 - 同53条
 - 両裁判所の裁判官の交流会議、情報交換等
 - ・実際、CJEUはECtHRの判例をしばしば参照
- しかし、法的にCJEUがECtHRの判例に従う義務があるわけではない

仮説1 両裁判所の目的・理念の違い

ECtHR

- 「人権裁判所」
- ・ 欧州人権条約違反を取り締まることが使命

- 著作権=条約が保障する表現の自由を規制する存在
- ・ 各国に委ねるべき事項は各 国に広い評価の余地

CJEU

- ・ EU法の解釈と適用
- ・ 著作権関連指令の解釈の ハーモナイゼーション

・ なによりもまず、EU著作 権法の一貫性を重視

ハーモナイゼーションを 目指す

仮説2 両裁判所の役割・審理対象の違い

ECtHR

- ・ 条約侵害に関する申立に対 し法的拘束力ある判決を下 す
- ・ 争訟を審理判断、紛争解決

・ 基本権に関する個別の紛争について具体的に審理する

CJEU

- ・ EU法の解釈問題について 各国裁判所から質問を付 託され、質問への回答と いう形で解釈を示す
- ・ 先決裁定は抽象的

基本権は二次法の解釈過程で著作権分野に適用する

仮説3 両裁判所のこれまでの裁判例の蓄積

ECtHR

- 様々な表現規制立法に対する審査基準を判例の積み重ねで確立
- 名誉毀損、プライバシー 侵害などの判例が豊富
- 著作権=表現の自由の規制立法、表現の自由の例外
- 外在的衡量志向

CJEU

- ・ 著作権関連指令の解釈問題 に関する判例の蓄積あり |
- ・「排他的権利としての著作 権」という発想が出発点
- まず著作権内在の調整シス テムに目を向ける
- ・ 判例変更を滅多に行わない

両裁判所のアプローチの相違が引き起こす問題

- ・今後、両裁判所に同一の紛争が持ち込まれて矛盾がより 顕在化する可能性
- ・EU各国は、CJEUの内在規定解釈説と、ECtHRの外在的制約説のどちらに追従すべきなのかというジレンマに直面
- 近い将来、EUそれ自体が欧州人権条約に加入することが見込まれている→CJEUの「合憲性」の問題を引き起こすかも

• ECtHRとCJEUの「対話」が重要な鍵を握っている

外在的制約説vs内在規定解釈説

- 内在規定解釈説のメリット:予見可能性・法的安定性
- 内在規定解釈説のデメリット:今後、既存の制限規定の 解釈では対応しきれない対立場面が生じたら限界に直面

- 外在的制約のデメリット:予見可能性の低さ、著作権の 規定が骨抜きに
- 外在的制約のメリット:技術革新のスピードの速い著作権分野で、柔軟な対応が可能

外在的制約説の今後の課題

- ・Ashby判決等:著作権の権利としての特殊性があまり考慮されていない?
 - 著作権法にある程度の内在調整原理が含まれていること
 - 著作者人格権という側面があること

- ECtHRはプライバシー侵害vs表現の自由について、判例 を積み重ね、2012年のAlex Springer判決で6つの判断要素 を確立
- ・著作権vs表現の自由についても、できるだけ早期に明確な、著作権の特性に沿った判断要素が示されるべき

著作権と表現の自由に関する 様々なアプローチ

外在的制約説

- ・表現の自由に基づき、著作権を外在的に制限することが可能とする考え方。
- ・外在的制約を乱発すると予測可能性、法的安定性の問題あり。制限規定は「閉じられたリスト」という情報社会指令5条に矛盾?
- **▶欧州人権裁判所(Ashby判決、TPB判決)**
- ▶Klasen以降のフランス破毀院及び下級審
- ▶欧州司法裁判所Funke Medien事件法務官意見(しかも傍論ではなく実際に外在的制約肯定)

内在規定 解釈説

- ・表現の自由と著作権の公正なバランスを図る必要性を認めつつ、それは外在的制 約としてではなく、著作権の既存の規定の解釈の中に読み込んでいく考え方。
- ・本当に表現の自由を読み込んでいるのか?「単なる見せかけ」by Griffiths
- ・既存の規定に読み込むことの限界がある?特に一般条項を欠く場合 by Geiger& Izyumenko
- ▶C|EUの3判決(Funke Medien、Pelham、Spiegel Online)

立法調整 済み説

- ・著作権と表現の自由の調整は、立法がすでに様々な調整原理を通して調整済みであるため、裁判所が改めてバランスを取り直す必要はないとする考え方。
- ・立法府は少数派バイアス問題やメタファー問題を抱えているにもかかわらず、立 法が線引きを行う主体として相応しいということが暗黙のうちに含意されてし まっている
- ・フェアユースのような一般条項を欠く日本やフランスでは調整済みとはいえない
- ▶アメリカ連邦最高裁(Eldred、Golan v. Holder)
- ▶Klasen以前のフランス破毀院
- ▶Pelham事件、Spiegel Online事件法務官意見?(原則として調整済みとの言及)

小括

・著作権の過剰な保護による負の効果から社会と知的財産 権の正当性を守る形で基本権に言及する判決が多い

制限規定の厳格解釈論など、従来の解釈論に見直しを 迫っている

小括

- ・憲法化は、課題も多いが、うまく活用すれば知的財産法が 抱える問題を解決する起爆剤となる可能性を秘めている
- 知的財産権の憲法化は、EUの基本権保障制度の変容によって推し進められたという意味で、EU独自の動きではあるが、憲法化が知的財産制度にもたらしうるメリットや、基本権の視点の戦略的な取り入れ方、議論・判例の発展から日本が学べる点は多い

対抗メタファーとしての基本権の視点

- 手放しで憲法化を称賛することはできないが、憲法化は上手い形で進めることができれば、知的財産法政策に新しい視点を取り入れることを可能にしてくれる
- 一般論として、著作権法の立法過程においてはしばしば、著作権強化を主張する文脈で様々なメタファーが使用されている
 - 著作権=「財産権」:著作権を有体物に対する財産権と同様、強力な権利と して捉えるよう人々に仕向ける
 - 著作物の無断利用行為=「海賊」「泥棒」「剽窃」:人々のモラルに訴えかける
- 知らず識らずのうちにユーザーの表現の自由が抑圧されてしまう
- あえて人権論にひきつけることで、軽視されがちなユーザー側の利益に「対抗メタファー」という形で人権・基本権の後ろ盾をつけることは、権利強化に傾きがちな立法バイアスに対する程よい歯止めとして 38 機能するかもしれない